

大阪市告示第1359号

令和 8 年10月 5 日に供用を廃止する港湾施設について、港湾法 (昭和25年法律第218号)第12条第 5 項の規定に基づき、次のとおりその概要を公示する。

令和 8 年10月 2 日

大阪市長 横 山 英 幸

施設の種類	名 称	位 置	数 量	係 船 能 力		摘 要
				船 級	隻 数	
ドルフィン	ドルフィン 第12号	大阪市大正区鶴町 4 丁目地先	1 基	総トン 数2,000 トン	1 隻	廃 止

(大阪港湾局施設管理部海務課)